

【27 解読文】 県庁位置換ニ付伺（明治十三年：一八八〇）〈B〉

〔表紙〕

明治十四年

県庁出訴答弁根拠書類  
移転

〔朱印〕

永年保存

庶務部

知事官房

〔朱書〕

「庶甲第百五十二号」

県庁位置換ノ義ニ付伺

〈県庁位置換えの義に付伺い〉

明治九年熊谷県ヲ本州ニ移シ、県庁ヲ高崎ニ置、  
明治九年熊谷県を本州に移し、県庁を高崎に置き、

群馬県ト改称仰せ出され候処、高崎駅ノ義ハ土地  
〈群馬県と改称仰せ出され候処、高崎駅の義は土地〉

狭隘ニシテ、庁堂可ニ設置一隙地モ無レ之、加レ之庁堂二代

〈狭隘（きょうあい）にして、庁堂設置すべき隙地もこれ無く、加之（しかの  
みならず）庁堂に代〉

用スル建物等モ無レ之候ニ付、当時上申之趣モ有レ之、  
〈用する建物等もこれ無く候に付、当時上申（じょうしん）の趣きもこれ有り、

御裁可ノ上、現今ノ地前橋ニ於テ学校ヲ借受ケ、  
〈御裁可の上、現今の地前橋に於いて学校を借り受け、

仮リニ庁堂設置、爾来施政スル茲ニ五年、  
〈仮りに庁堂設置、爾来（じらい）施政する茲（ここ）に五年、

百般就緒上下其便ニ由ル、県治ノ方略総テ  
〈百般就緒（しゅうしょ）上下其（そ）の便に由る、県治の方略総（すべ）て

現地ヲ根拠トシ、民心ニ於テモ亦之ヲ便利トシ、  
〈現地を根拠とし、民心に於いても亦（また）これを便利とし、

今更移転スヘカラサルノ勢アリ、而シテ施政ノ便  
〈今更移転すべからざるの勢あり、而（しか）して施政の便

否ハ、既往五ケ年間ノ経験ニ於テ既ニ瞭然  
〈否は、既往五か年間の経験に於いて既に瞭然（りょうぜん）

タレハ、今般断然現在ノ地、則前橋ヲ以本  
〈たれば、今般断然現在の地、則（すなわち）前橋を以（もつ）て本

庁位地ニ被レ定度、且目今人民ニ於テモ都合  
〈庁位地（置）に定められ度、且（か）つ目今（もつこん）人民に於いても都合

有レ之、該校地所及建物等、悉皆買上方懇  
〈これ有り、該校地所及び建物等、悉皆（しっかい）買い上げ方懇

請ニ及候間、本文之意御採納ノ上ハ、代価等  
〈請（こんせい）に及び候間、本文の意御採納（さいのう）の上は、代価等

取調、更ニ可ニ相伺一候条、至急御裁可相成度、  
〈取り調べ、更に相伺うべく候条、至急御裁可相成り度、

此段相伺候也  
〈此（こ）の段相伺い候也〉

明治十三年十一月十一日

長官名

内務卿宛